

平成 23 年 6 月 6 日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 22 番 10 号
ゴールドパック株式会社
代表取締役社長 小坂橋 貴尚

当社株式の取扱いに関するご案内

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成 23 年 6 月 3 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社定款の一部を変更し、現在発行している当社普通株式に加えて残余財産の分配に差を設けた別の種類の当社株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行できる旨を定めると共に、同臨時株主総会及び同日開催の普通株主様による種類株主総会の決議に基づき、当社定款の一部を変更し、当社普通株式に株主総会の決議によりその全部を取得できる旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すことといたしました。又、同臨時株主総会においては、平成 23 年 7 月 7 日をもって、全部取得条項の付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部を各株主様より取得し、その対価として全部取得条項付普通株式 1 株に対し A 種種類株式を 0.0000046249 株の割合をもって割当交付することもあわせて決議されました。

この結果、株式会社 BAF 2（以下「BAF 2」といいます。）以外の各株主様に対して、全部取得条項付普通株式の取得対価として割り当てられる当社の A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。当該 1 株未満の端数については、法令の定めに従い、その合計数に相当する数（但し、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）の株式を当社が買取り、その代金をその 1 株未満の端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。

つきましては、これからの当社株式のお取扱いの詳細について下記のとおりご案内申し上げます。

尚、当社は下記手続きに伴い、平成 23 年 7 月 4 日をもって、株式会社大阪証券取引所における上場を廃止することとなります。平成 18 年 4 月 18 日に当時の株式会社ジャスダック証券取引所に株式を公開して以来、今日まで数多くの株主の皆様方から大変温かいご支援・ご協力を賜りましたことに心から御礼申し上げます。

敬 具

記

1. 現在の当社普通株式の全部取得条項付普通株式への変更

当社普通株式は、平成 23 年 7 月 7 日（木）をもって、そのすべてに全部取得条項が付され、全部取得条項付普通株式となります。

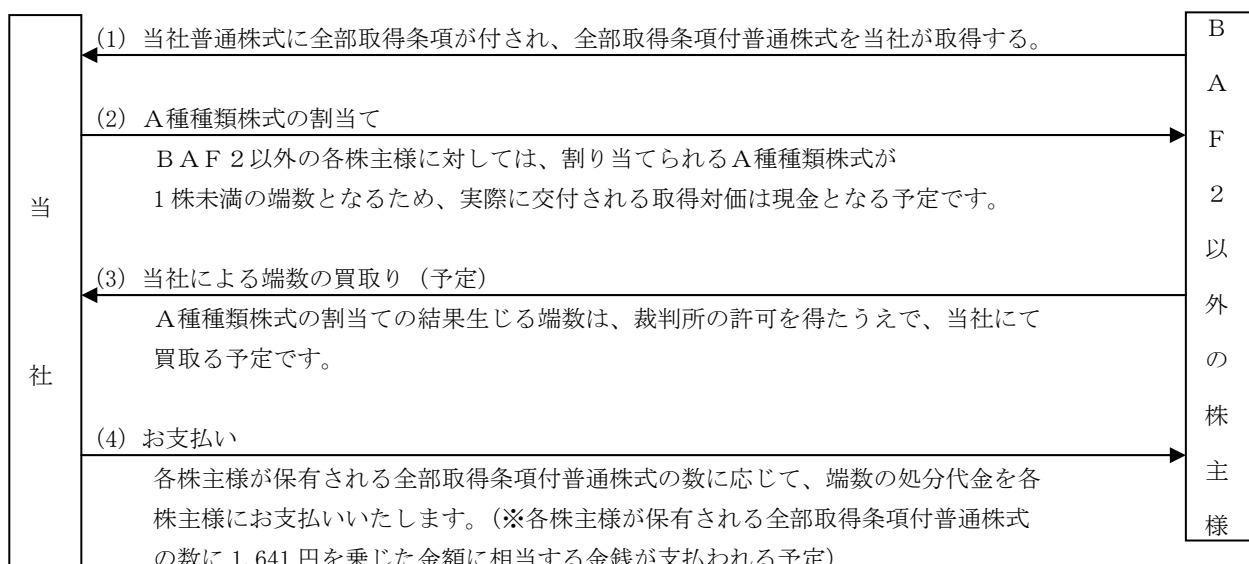
2. 全部取得条項付普通株式の全部の取得

- (1) 当社は、平成 23 年 7 月 7 日（木）をもって、全部取得条項付普通株式（現当社普通株式）の全部を各株主様から取得いたします。
- (2) 当社は、全部取得条項付普通株式の取得の対価として、各株主様にご所有の全部取得条項付普通株式 1 株につき、0.0000046249 株の割合をもって当社の A 種種類株式を割当交付いたします。このため BAF 2 以外の各株主様に対しては 1 株に満たない A 種種類株式（端数）が割り当てられることとなります。
- (3) BAF2 以外の各株主様に割り当てられた 1 株に満たない A 種種類株式（端数）は、裁判所の許

可を得たうえで、各株主様が保有される全部取得条項付普通株式の数に 1,641 円を乗じて算出した金額に相当する金銭を各株主様に交付できる価格にて、当社が買取することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等には、実際に各株主様に交付される金額が上記と異なる場合もございます。

- (4) 上記 (3) の各株主様に交付される端数の処分代金につきましては、株主様のお届出住所（又はご指定の送付先）に「端数株式処分代金領収証」をお送りしたうえで、お支払いする予定です。但し、これまでに配当金の振込先として銀行口座を指定されている株主様につきましては、ご指定の銀行口座にお振込させていただきます。

各株主様に交付される端数株式の処分代金のお支払い額は、別途各株主様にお送りする予定の上記端数株式処分代金領収証又は端数株式処分代金計算書によってお知らせする予定です。



3. 全部取得条項付普通株式の取得及び端数株式処分代金のお支払い日程（予定）

平成 23 年 7 月 1 日（金）	当社普通株式の売買最終日
平成 23 年 7 月 4 日（月）	当社普通株式の上場廃止日
平成 23 年 7 月 7 日（木）	全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日
平成 23 年 9 月下旬	A種種類株式（端数）処分代金の支払開始

（ご注意）

・上記は現時点における予定に基づいており、端数株式の処分に関する裁判所の許可日等の事情により、今後変更される可能性がありますので、ご注意ください。

4. 端数株式処分代金のお支払い予定額と時期

端数株式の処分に関する裁判所の許可を得たうえで、各株主様が保有される全部取得条項付普通株式の数に 1,641 円を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様にお支払いする予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等には、実際に交付される金額が異なる場合もございます。尚、お支払いに際しましては、当社より「端数株式処分代金領収証」を平成 23 年 9 月下旬（予定）に株主の皆様のお届出住所（又はご指定の送付先）にお送りいたします。但し、これまでに配当金の振込先として銀行口座を指定されている株主様につきましては、ご指定いただいている銀行口座にお振込させていただきます。

又、口座振込のご指定がなく、お受取金額が 30,000 円以上となる法人の株主様の場合、貯金事務センターより追って送付されますゆうちょ銀行の「通常現金払（払出証書）」により、ゆうちょ銀行または郵便局にてお受取り願います。尚、お手許に届きますまでに多少日数を要しますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

5. お問い合わせ先

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

本件に関する
お問合せ先

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-232-711 (フリーダイヤル)
フリーダイヤル利用時間 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00

- ※ 端数株式の処分代金交付に関する税務上の具体的なご質問等は、最寄の税務署等にご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 特別口座でご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である上記株主名簿管理人までお問合せください。
(当社では、直接お取扱いはいたしませんのでご了承ください。)

以上